

令和３年度 第４回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時：令和４年２月１０日（木） １５時００分から

場 所：鴨川市水道局１階会議室

出席者：川股 盛二、松井 寛徳、

中村 康仁、和泉 良史

欠席者：梶 恵子、高梨 俊和、田仲 重郎

事務局：市長 長谷川 孝夫

水道局長 角田 敬夫、次長 佐久間 泰弘、業務係長 杉田 哲弥、

工務係長 栗原 規充、浄水係長 松本 透、主任主事 乾 陽介

傍聴者：一名

１ 開会

（進行：事務局 佐久間次長）

皆さん、こんにちは。ご案内の時間となりましたので、ただ今から、令和３年度第４回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、水道局の佐久間です。どうぞ、よろしく願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。

「会議次第」、「委員名簿」、議案１「鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案１説明資料「鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案２「令和４年度鴨川市水道事業会計予算」、議案２説明資料「令和４年度鴨川市水道事業会計予算」、その他に本日３点お配りいたしました。１点目「令和４年度水道事業会

計予算（案）説明資料」、2点目「令和3年度における統合・広域化の進捗状況について」、3点目「鴨川市水道お客様センターの設置について」、以上でございます。

資料の配布もれ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取り扱いについてご説明をさせていただきます。

本日の会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。

また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日、梶 恵子委員さん、高梨 俊和委員さん、田仲 重郎委員さんより、欠席の届け出がございました。本日の出席委員は4名でございます。「鴨川市附属機関設置条例」第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことをご報告させていただきます。

2 市長あいさつ

（佐久間次長）

開会にあたりまして、長谷川市長からあいさつを申し上げます。

（長谷川市長）

改めましてこんにちは。いつも申し上げるところではありますが、マスク越しでありますことから、お聞き苦しいところがあるかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

大変、足元の悪い中、この運営委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。お礼申し上げますところでございます。

さて、ご案内のように、今、まさにコロナが蔓延しているところでございまして、この、感染症増大を、拡大をいかに防ぐか、これが今、私ども市としても大

きな課題となっているところでございまして、まさに市民の皆さんの命、暮らしをどう守っていくか、これに尽きる訳でございまして。どうぞ、皆さんもお気をつけいただきたいと思います。

ご案内のように、現在、まん延防止法等重点措置の適用がある訳でございまして、おそらくこれが延びるということで、実は今日、この後4時半から本市における新型コロナ対策本部会議を開きまして、今後の対策につきまして確認をする予定になっているところでございまして。

いずれにいたしましても、鴨川市におきましても大変、感染者が多くなってきておりまして、今266人ですかね、増えてきております。本当に皆さん、お気をつけいただきたいと思いますところでございまして、何よりも、このワクチン接種3回目をどう打っていくかが今、課題でございまして、安房医師会そして3市1町連携しての対応ということになる訳でございまして、なにせ、当初は国の方も8カ月、あるいは7カ月、更には6カ月、前倒しでどんどん早く打ちなさいよ、というような指導があるところではございまして、これについては異論無いところでございまして、これに対する、なんと言いましょうか、自治体の方はその環境をどう整えるかというところで、非常に苦慮しているところでございまして。そして、更に加えて言うならば、そのワクチンがきちっと供給されるかどうか、これも今、危ぶまれているところでございまして、非常に難しい岐路にある訳でございまして、今後、更には11歳以下の人達への接種、更には、まだ承認はされていませんけれども、5歳以下の子供たちに対してする接種も取りざたされているところでございまして、いかにこの環境をしっかりと整えるかどうか、これが私たちの今、大きな仕事となっているところでございまして、ひとつ、ご理解をいただきたいと思いますこのように思っております。今、既に65歳以上の高齢者と言いましょうか、65歳以上の方々に打ち始めているところでございまして、今は重点的に施設、あるいは接種施設の従業員の皆様方、職員の皆様方を中心

に今、打っているところでございまして、予約は既に受け付けているところ
でございますが、既に接種は始まっているところもある訳でございますが、ひと
つ、よろしくご理解をいただきたいと思います。

さて、今日の会議でございますが、会議の前にご案内の方もいらっしゃるか
と思いますが、日本水道協会、これは公益社団法人でございますが、神東塗料株
式会社、これは兵庫県にある会社でございますが、神東塗料株式会社が製造し
ます水道用のダクタイル鋳鉄管、いわゆる鋳鉄管、水道水を通す管でございま
すが、これの合成樹脂塗料に規格外の原料を使用していたとの報告があったと
ころであります。一部鋳鉄管の出荷自粛を要請したのを機に、全国の自治体で、
相次いで工事を中断する事案が今、発生しているというようなことを聞いてお
ります。

幸いにいたしまして、本市ではこのような事案はなく、原料の安全性も確認
されたと、このように伺っておりますが、何よりも水道水の安全・安定的な供給
の確保に係る重大な事案として捉えまして、今後も日本水道協会等からの情報
に注視しながら、適切に対応して参りまいと、このように考えております。

さて、本日の議題でございますが、「鴨川市水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について」及び、「令和4年度水道事業会計予算」の
2件でございます。

これは、来る2月25日に開会を予定しております市議会定例会において、ご
審議をいただく予定となっておりますことから、これに先立ちまして、皆様方、
水道事業運営委員会のご承認を賜りたい、とこういふことでございます。

議事の内容等、詳細につきましては、この後、水道局長等々から説明させます
ので、委員の皆様方には忌憚のない、慎重なるご審議をいただきたいと、このよ
うに思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

3 議事

(佐久間次長)

ありがとうございました。それでは、会議に入りたいと存じます。

「鴨川市附属機関設置条例」第5条第1項の規定によりまして、会長が議長となることとなっております。これより進行を川股会長さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(川股会長)

それでは皆さん、改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中、また、長谷川市長からお話があったとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の中、お集まりいただきましたこと、大変申し訳なく思っています。

くしくも昨日の3市1町の感染者が、南房総市26名、鴨川、館山市が21名、鋸南町が5名と合計73名、この新型コロナウイルスが発生してから安房3市1町、最高の感染者数を数えたところでございます。本会議も慎重審議をお願いしながらも、スピーディに会議を進めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、議事進行は座って進めさせていただきます。

本日の会議録の確認をしていただく委員さんにつきましては、松井 寛徳委員さんと和泉 良史委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事を進めさせていただきます。

議案1「鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」事務局より説明をお願いいたします。水道局長。

(角田局長)

それでは、議案1「鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について」ご説明申し上げます。着座にて、説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案 1 及び議案 1 説明資料を併せてご用意いただきたいと思います。

この条例でございますが、水道事業の事務を処理するための組織の名称を変更するためのものございまして、市長部局で過日より進められております、これまで以上に分かりやすく、利用しやすい組織、直面している行政課題に的確に対応できる組織、効率的な組織とすることなどを基本として、市長の直近下位の内部組織である部を改編する議案を前回市議会へ上程いたしまして、ご可決を頂いているところでございまして、鴨川市全体として組織の改編に取り組んでいるところでございます。

この取り組みの一環として、本市水道事業におきましても、給水人口が 5 万人以下の小規模事業体であることから、身の丈に合った組織とするため、名称を水道局から水道課に改めたいとするものでございます。

施行期日でございますが、令和 4 年 4 月 1 日といたしたいものでございます。

以上、議案 1 の説明は以上でございます。

(川股会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、ありません、無いというお声がありましたので、無ければただ今の件につきましては承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(川股会長)

異議なしと認め、議案 1 「鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおりとすることに決定いたしました。

議案 2 「令和 4 年度鴨川市水道事業会計予算」について、事務局より説明をお願いいたします。角田局長。

(角田局長)

それでは、議案 2 「令和 4 年度鴨川市水道事業会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが 着座にて、説明をさせていただきます。

本日お配りしました、令和 4 年度水道事業会計予算（案）説明資料の、先ず、めくっていただきまして、1 ページをご覧ください。

先ず、水道事業の経営方針といたしまして、本市水道事業の財政状況は、人口減少やコロナ過も含め、収入の柱であります水道料金収入が減少傾向となっております。今後の水道料金の伸びを見込むことが困難な状況の中、平成 28 年度からは、千葉県市町村水道総合対策事業補助金や一般会計からの繰入などの財源を有効に活用し、施設の維持管理や修繕・優先度を考慮した改良費用に対応しながら、経営基盤の安定に力を入れてきたところでございます。

南房総地域の水道事業に関しましては、広域化に向けた具体的な協議が進められてきた結果、令和 2 年度に水道統合に関する覚書が取り交わされ、夷隅・安房のそれぞれの地域に分かれまして、安房地域におきましては 3 市 1 町による、令和 7 年度の水道事業の統合を目指して、本年度におきましては、これまで 11 回に及ぶ統合に係る協議を行ったところでございます。

また、統合までの間、健全経営と財務基盤強化に向けた取り組みを進めるとともに、老朽化した水道施設の更新につきましては、交付金等の有利な財源を活

用しながら、着実な整備に努めてまいります。

この様な状況の中、予算編成にあたっては、今後の水需要の変化に引続き対応できる、持続可能なライフラインの実現を念頭に、安全・良質な水の安定給水のための投資の最適化や、サービス向上を目指し、財政基盤の強化に努めるなど、効率的な推進を図るための予算編成に取り組むことといたしました。

次に、予算編成にあたっての基本的な考え方でございますが、水道事業の役割は、市民生活や健康を支える重要な社会基盤であることから、常に安心・安全な水を安定的に供給することが求められております。

一方、今後も老朽化した施設を計画的に更新しながら、企業債の返済にも対応していく必要があるため、その財源の確保を優先的に取り組まなければならない状況でございます。

更に「鴨川市水道ビジョン・経営戦略」、また、一般会計の「令和4年度当初予算編成方針」による中期的な展望に基づいて、緊急性や優先度に配慮しながら、計画的な維持管理等の実施を目指すことが必要となっております。

加えまして、施設の耐震化や有収率の向上を目的とした配水管の更新等、優先すべき事業について長期的な視点で、補助対象事業の活用など、財源の確保に努めながら整備を進めて行く必要があるところでございます。

また、令和4年度から、安房地域の末端給水事業統合協議会が設置される予定となっております、統合に向けた協議が本格化しますので、その協議の動向を見定めながら、必要となる整備や業務の見直しも必要となってくるものでございます。

この様に、鴨川市が抱える様々な課題に適切に対応していくための事業予算を編成していく必要が生じているところでございますが、損益勘定では、収入の柱であります水道料金収入が年々減少していく中、一般会計補助や高料金対策事業補助金に頼る事業運営は、今後難しくなってくるものと考えますので、

あらゆる支出の見直しを行うと共に、更新需要に見合う利益の確保を目的とした、料金体系の見直しが必要な時期となっておりますことから、令和4年度中に料金体系の見直し案を作成いたしまして、水道事業運営委員皆様のご意見を頂戴したいと存じますので、宜しくをお願いをしたいと存じます。

この後に、(1)から(10)までの、令和4年度に行っていく取り組みを書かせていただいております。説明は省かせていただきますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

3ページをご覧ください。中段にございます3の予算の規模でございますが、先ず上段の収益的収入及び支出からご説明いたします。税込みの数値となっております。

収入では、前年度と比較して2,168万5,000円の減となる、15億702万1,000円を予定しているところでございます。この収入減の主な理由でございますが、前年度と比較して加入者負担金が大きく減となっているものでございます。

次の支出では、前年度と比較して1,341万8,000円の増となる、14億7,802万2,000円を予定させていただきました。この支出増の主な理由でございますが、前年度と比較して総係費の委託料、これは窓口業務を民間委託するための費用が増えたことによるものが主な理由となるところでございますが、収納事務を委託することにより収納率の向上が期待されているところでございますが、予算上、収入見込みとしては加えてございません。

次の資本的収入及び支出のご説明をいたします。収入では、前年度と比較して1億3,000万円増の6億9,000万1,000円と予定させていただきました。これは、建設改良工事に係る企業債借入額でございます。

次の支出では、2億9,136万5,000円増の、14億2,982万4,000円を予定させていただきました。この支出増の主な理由でございますが、令和3年度に設定をさせていただきました債務負担で行う工事であります、横渚浄水場非常用

発電機の設置工事に係るものが大きく影響しているところでございます。

続いて、借入金等の状況でございますが、企業債残高の状況は、令和3年度末の残高見込みは18億4,352万1,000円でございます。令和4年度借入額を加え、また令和4年度の償還額を差し引いた、令和4年度末残高は、21億931万3,000円となる見込みでございます。

4ページをご覧ください。令和4年度の予算をグラフ化したものでございます。上段のグラフが収益的収支のグラフでございます。下段のグラフが資本的収支のグラフでございます。

このグラフの説明に関しましては、他の説明と重複いたしますので、上段の収益的収支のグラフのみご説明いたします。このグラフの上半分が収入でございます。下半分が支出でございます。また、損益計算ができるよう、税抜きにて作成しております。

収入総額は13億9,129万8,000円でございます。右の表をご覧ください。給水収益につきましては、水道料金収入でございます。次の他会計補助金は、千葉県市町村水道総合対策事業補助金の一般会計補助金でございます。次の県補助金は、一般会計が水道事業会計に繰り出すことが条件となります。千葉県市町村水道総合対策事業補助金でございます。次の長期前受金戻入は、補助金等により取得した固定資産の減価償却額を収益化するものでございます。次のその他は、受託工事収益や受取利息等でございます。

その次からは、支出に係るものでございまして、支出総額は13億7,771万6,000円でございます。職員給与費は、企業職員の給料等と、会計年度任用職員報酬等でございます。次の経費でございますが、修繕費、動力費、薬品費等の水を作り、売るための経費でございます。次の受水費は、南房総広域水道企業団からの受水費でございます。次の減価償却費は、過去に建設された施設が、その年度1年間でどれだけ水道料金を得るために役立ったかを表すものでございます。

次の支払利息は、企業債利息でございます。最後の行、純利益は、収入総額から支出増額を差引いたものでございまして 1,358 万 2,000 円となる見込みでございます。

恐れ入ります、議案 2 の予算書と、議案 2 説明資料の 3 ページをご覧ください。

説明資料の 3 ページでは、カラーの収入支出予算書（案）と書かれたものでございます。先ず、予算書をご覧いただきたいと思います。第 2 条、業務の予定量でございますが、資料では、右下に記載してございますので併せてご覧いただきたいと思います。

給水戸数を 100 戸減の 1 万 8,600 戸、年間総給水量は、料金収入となります。有収水量は微増と予定をしております、千の位で切り捨てをおこないまして 534 万 5,000 立方メートル、一日平均給水量を 1 万 4,644 立方メートルと見込ませていただきました。

続いて、予算書、第 3 条の収益的収入及び支出の予定額でございます。先ほどの説明と重複する部分もございますが、資料では、左側半分に記載されておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。こちらは税込みの表示でございます。

収入といたしまして、第 1 款 事業収益を 15 億 702 万 1,000 円と見込ませていただきました。内訳でございますが、営業収益と営業外収益、及び特別利益でございます。

営業収益は、給水収益、つまり水道料金を主体とした収入でございまして、令和 4 年度におきましては、現在の新型コロナウイルス感染症の動向に左右されるところでございますが、水道使用量の動向を見ますと、ウィズコロナ・アフターコロナに向けた動きといたしまして、事業系でご利用の使用水量が徐々に増えている状況と見るができますので、若干の増としたところがございます。

次に、営業外収益につきましては、水道に加入されるときにお支払いただく給

水申込負担金でございますが、令和３年度は大規模事業者の新たな加入がありましたが、令和４年度におきましては、新たな大口需要が見込めないことから、昨年度より４,３４０万１,０００円少ない額を見込んだところでございます。

一般会計と千葉縣市町村水道総合対策事業補助金でございますが、令和３年度と同額の水道事業会計の経営健全化に資する最低限の補助といたしまして交渉を重ねた結果、一般会計補助金を５,０００万円といたしたいものでございます。

収入に対します、支出でございますが、第１款の事業費を昨年度より１,３４１万８,０００円多い１４億７,８０２万２,０００円と予定させていただきました。

内訳でございますが、原水費では昨年度より１,８１９万円少ない２,７３５万１,０００円を、浄水費では昨年度より１４６万８,０００円多い５億４,４５２万８,０００円を、配水及び給水費では昨年度より２,０２１万円少ない１億３,５７４万２,０００円を、受託工事費では昨年度より４９６万１,０００円少ない４３７万１,０００円を、総係費では、令和４年度から新たに窓口業務、また徴収業務を委託化したことに伴いまして、昨年度より３,９６６万９,０００円多い１億７,５５６万７,０００円の各費用及び、減価償却費などの営業費用と支払利息などの営業外費用、また、特別損失及び予備費を計上させていただいております。

この費用につきましては、各係から要望された予算に対しまして過去の決算値を勘案しながら、削減をさせていただいたものでございまして、必要最低限の予算としておりますことから、災害等による突発的な修繕等、イレギュラーな支出が発生した場合は、鴨川市水道事業会計規程第８４条により、流用及び予備費使用の手続きに基づき処理をさせていただきたいと存じます。

続きまして、予算書２ページをご覧ください。

第４条の資本的収入及び支出でございます。説明資料では、右側半分のところでございます。

第１款 資本的収入では、６億９,０００万１,０００円でございます。その内訳は、

企業債が 6 億 9,000 万円及び固定資産売却代金、存目計上の千円でございます。

企業債は前年度と比較して 1 億 3,000 万円の増額をさせていただきたいと存じます。これは、令和元年度に発生をいたしました災害対応といたしまして、横渚浄水場自家用発電機等に係る改良費を予定しているためでございます。

次に、第 1 款 資本的支出は、昨年度より 2 億 9,136 万 5,000 円多い、14 億 2,982 万 4,000 円でございます。

内訳でございますが、建設改良事業費が昨年度と比べて 1 億 9,671 万円多い 8 億 9,561 万 6,000 円で、企業債償還金が昨年度と比べて 425 万 5,000 円多い 4 億 2,420 万 8,000 円でございます。

その次の投資でございますが、令和 4 年度から新たに行う取り組みといたしまして、現在、鴨川市が取り組んでおります、「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」の実施計画によりまして、一般会計では具体的な取組内容として「基金の債券運用等の拡充」が挙げられておりまして、基金を管理いたします会計課と同調した運用を図るため、水道事業としてもその方針にならい、行おうとするものでございます。現在、水道局では、一般会計と同様、内部留保資金を定期預金等での運用としておりますが、金利が低く、運用益が年々低下していることから、有利な金利が見込める有価証券等による運用を行おうとするものでございます。公営企業会計では、有価証券は資産にあたることから、第 4 条予算で購入を行いたいとするものでございまして、1 億円を計上したものでございます。なお、市場金利等の動向を注視しつつ、地方債等の安全な債権といたしまして、5 年から 20 年債の購入を予定しているものでございます。

次の予備費でございますが、昨年度より 1,000 万円減額いたしまして 1,000 万円といたしましたものでございます。

建設改良事業費につきましては、前年度比 28.2%の増ということで、企業債及び内部留保資金を財源として施設整備を行うものでございます。

議案２説明資料の４ページから５ページにかけまして、主要な建設改良工事につきまして記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。なお、この資料では施設更新等に係る建設改良事業費のみ記載しておりまして、営業設備費は除いてございます。

内容でございますが、原水設備費では、工事請負費として、原水設備に係る老朽化施設更新事業を行うものでございます。

浄水設備費では、工事請負費として、各浄水場の電気・計装設備、機械設備、また薬品注入設備の老朽化対策、及び停電対策といたしまして、横渚浄水場の自家発電設備工事を予定しているところでございます。

配水設備費では、委託料といたしまして、長狭地区及び天津地区の水管橋等布設替工事及び配水管布設替工事に伴います設計業務委託を、また、和歌山県の水管橋落橋事故を受けた対応といたしまして、水管橋等点検業務や、改正水道法に対応するため、水道施設耐震化計画策定業務を、それから、近年の人口減少に伴いまして、浄水場に係る経費を縮減するため、南房総広域水道企業団からの受水エリアを広げる目的で、新たな加圧所を建設するための基本設計及び実施設計を行おうとするものでございます。具体的には、１立方メートル当たりに係る経費が比較的大きい、奥谷浄水場の稼働率を下げ、経常経費の削減を行おうとするものでございます。

委託料の最後となりますが、令和３年度で債務負担を設定させていただいております設備台帳管理システム構築業務を行わせていただきたいものでございます。

次に、材料費といたしまして、近年多発する漏水事故対応に係る修繕材料を事前に調達するためのものでございます。

次に、工事請負費といたしまして、平塚地区配水管布設替工事や、内浦地区配水管布設替工事、また、長狭地区の橋梁に添架されている水道管が現在漏水を

している状況となっております。この修繕にあたりまして道路橋を壊さないで修繕できない状況でございまして、道路管理者と協議を重ねてまいりましたが、道路橋を壊すことは許可できないということから、仮に止水をしている状況でございまして。このまま放置いたしますと、長狭地区の大部分に影響が出ることが想定されますので、別ルートでの仮設により安定給水を確保したいとするものでございます。

その他、道路改良等に伴う配水管布設替工事及び水道管布設に伴います舗装本復旧工事を行おうとするものでございます。

続きまして、予算書の2ページにお戻りいただきたいと存じます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額のかっこ書きでございしますが、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額7億3,982万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億3,894万6,000円、減債積立金2億1,947万3,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,140万4,000円で補填をさせていただきたいとするものでございます。

次に、第5条でございしますが、企業債の借入れ限度額とその目的などを定めるものでございます。借入限度額は、6億9,000万円を予定するものでございます。

次に、第6条でございしますが、資金繰りを円滑にするための一時借入金の限度額を定めるものでございまして2億円といたしたいものでございます。

次に、第7条でございしますが、経費を流用することのできる場合を「営業費用」と「営業外費用」とに定めたいものでございます。

次に、第8条でございしますが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたいものでございまして、職員給与費でございまして。

次に、第9条でございしますが、他会計からの補助金、こちらは、一般会計からの補助金でございしますが、5,000万円と定めたいものでござい

す。

次に、第 10 条では、たな卸資産購入限度額を 6,795 万 6,000 円と定
めたいものでございます。

次の予算に関する説明書 4 ページから 7 ページにつきましては、予算
の実施計画でございますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

続きまして 8 ページをお開きいただきたいと存じます。

予定キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動、投資活動、そして、財務活動によりまして、資金の減少額は 3 億 815
万 6,000 円と見込まれ、資金の期首残高が 13 億 3,712 万 2,000 円と見込まれる
ことから、期末残高は差し引きで、10 億 2,896 万 6,000 円と予定されるもので
ございます。

9 ページ以降は、給与費明細書等、予算に関する説明書でございますので、後
ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

(川股会長)

ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思ひ
ますが、数字等、長い説明がありましたので、資料等ですね、再度見ていただき
たいと思いますので暫時休憩したいと思います。休憩中何かご質問があれば、
ざっくばらんに聞いていただければと思いますので。

== 暫時休憩中 ==

== 会 議 再 開 ==

(川股会長)

以上、暫時休憩中での質問はありましたが、他になれば、ただ今の件につきましては、承認ということでご異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(川股会長)

ありがとうございます。異議なしと認め、議案2「令和4年度鴨川市水道事業会計予算」については、原案のとおりといたすことに決定しました。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かせていただきたいと思います。議事進行につきまして、ご協力いただきありがとうございました。

4 その他

(佐久間次長)

川股会長さんありがとうございました。それでは、次第の4、その他といたしまして、何かございますでしょうか。

(中村委員)

よく、水道工事、突発で出るんですけど、その時のPR、PRというか宣伝車みたいなを出すことは可能ですか。

(角田局長)

はい、漏水工事につきましては、いろいろと皆さんにご迷惑をおかけしているところでございますけれども、今、危機管理課に依頼をして広報するという

形をとっておりますけれども、例えば休みの日ですとか、朝早くですとか、閉庁してから、5時過ぎてからの対応がかなり後手後手になるというところがございまして、その改善といたしまして、定型の文書を何個か作りまして、それを水道局と危機管理課の方で共有する形に今年から変えました。これ1月から変えた形になりますけれども、その定型文の番号をふって、今回は地区名と時間だけを言って、例えばパターン1で放送してください、という形に変えましたので、これは時間外でも対応できるということになりましたので、ちょっと早急に放送ができるような形に変えております。

（中村委員）

携帯で来たら入るんだけど、一般のは広報が流れないケースがあるんですよね。そうすると、何時から通りますとわかんないので、知ってることはこうなってるよと教えっこするんですけど、確認できるんでしたら、そういう地域だけ広報車みたいなのが出て、いつから、何時から何時くらいまで水道止めますとか言ってもらいと、広報でやっても聞こえないことがあるんですよね。そういうのは、もし、余裕があるのだったらやっていただければと思うんですけど。

（角田局長）

はい、わかりました。なるべく小さい範囲のものについては、また、全体に流れますと混乱しますので、広報車等で回らせていただく、あるいは個別に訪問して、何時から止まりますというお話はさせていただいているところですが、突発的な事故に関しましては、その時間が取れないという形もございますし、あと職員が配備できないというところもございますので、広報について今後考えさせていただきたいと思います。

(川股会長)

広報車については、台風 15 号の時になかなか行きわたらないと出したんですけど、走りながらしゃべりますんで全文が聞こえないということで逆に役目を果たさなかったと。もし、広報車を出すとなると、1 か所に車を止めて全部を放送して、また移動すると。広報車等のスピーカーの音だと距離が非常に限られていたり、広報が聞こえない山間部だとかいうところが逆に本当に狭い範囲しか、下手をすると 3 件とか 5 件しか聞こえなかったよ、というようなところがあるので。

今、お話が局長からあったように、トータル的に広報を言ってなるべく皆様に行き渡るように、ひとつは個別でということもあり得るのかなと。ですから、トータル的に考えて、皆様に行き渡るような制度、システムを今後進めて。

今、一応 1 月までに考えられる範囲内での部分のことはやっているというようにお話でしたので、それ以上に、今、話があったように進めていかないと、これライフラインの部分ですから、非常に重要だと思いますので、中村さんの言ってることは本当によくわかりますし、特に私は山間部に住んでいますので、通常でも広報が聞こえないところなんですよ。

(中村委員)

一度ね、広報が聞こえないであれば、機械ありますよね、あれをうまく対応できないかなと言うことで、区長をやった時にせめて区長をやっているところには配備してそれを買わせるとか、あるいは次の人に回していくような格好にしていけば聞こえるんだけど。それこそ台風だなんだと全然聞こえないですもんね。なんか言っているかなと思っても戸を閉めて中で聞くとよくわからない。

これは別に水道って訳じゃなくて、それ以外もありますんで、そちらの方

もよろしくをお願いします。

（川股会長）

個人負担が 3,000 円位あるようなんですけれども、その中で配布ということ
で。あとは危険地域には無料で、土砂等の危険地域には無料で配布しているの
ですけれども、そういうことも、いろいろ議会の中でも出ていますので、そうい
う部分、危機管理等に対して市民の皆様に考えていかなきゃいけないのかなと
私たちも思っています。

（角田局長）

また、危機管理課と打合せしながらですね、研究させていただきたいと思
いますので。

（中村委員）

お願いします。

（佐久間次長）

他に質疑ありますでしょうか。特に無いようであれば、事務局の方から報告
がございますので、水道局長から説明させていただきます。

（角田局長）

それでは、今日、お配りしました報告資料と左上に書かれています「令和 3 年
度における統合・広域化の進捗状況について」ということで、そちらの方からご
説明をさせていただきます。

本年度に実施をいたしました、安房地域の統合の取組につきまして、安房郡
市水道事業連絡協議会の場で協議した内容を書かせていただいております。

内容につきましては後ほどご覧を頂きたいと存じますが、令和３年度におきましては、臨時の会議を合わせましてこれまで１１回の会議を開催したところでございまして、令和４年４月から設置される予定となっております、安房地域の水道事業統合推進室へ、これまでの協議資料及び議事録を引き継ぎ、切れ目のない統合協議を行っていくものとしたところでございます。また、各市町の首長で構成する統合協議会の設立に向けた協議を重ねてまいりました。

来月となりますが、２２日に安房郡市水道事業連絡協議会での統合協議は最後となる予定でございまして、来年度からは、安房郡市広域市町村圏事務組合へ設置されます水道事業統合推進室が主体となり、今後の統合・広域化の推進を図っていくものでございます。

安房地域の統合・広域化の取り組みのご報告は以上でございます。

ここには書かれておりませんが、九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合につきましては、関係市町村による、覚書に関する承認が得られている状況でございまして、本年３月を目途に、こちらは「覚書」の締結と、統合に向けた具体的な協議を行う場として、知事及び市町村長等で構成する統合協議会の令和４年４月の設置に向けた調整を進めていると伺っているところでございます。統合・広域化の進捗状況についての報告は以上でございます。

（佐久間次長）

それでは、質疑があればお願いいたします。

質問が無いようですので、１点目については以上になります。

次に２点目として報告がございしますので、水道局長から説明させていただきます。

(角田局長)

それでは、本日お配りしました３枚目になりまけれども、「鴨川市水道お客様センターの設置について」というところをご覧いただきたいと思います。

この概要でございますが、水道局では、より一層の経営の効率化と、生活環境の多様化による様々な要望に柔軟に対応し、お客様に対するサービスの向上を図るため、令和４年４月１日から水道局の事務所内でございますけれども、ここに「鴨川市水道お客様センター」を開設いたします。

業務を行う者でございますが、現在、水道メーター検針や水道の開閉栓作業等の業務を委託している、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社の職員でございます。

主な業務の内容でございますが、窓口及び電話による水道の使用開始、中止届等の受付業務。水道の使用開始、中止に伴います現地での開閉栓業務、水道メーターの検針業務。水道料金等の収納業務。水道料金等の未納整理業務を行うものでございます。

業務の時間でございますが、平日は午前８時３０分から午後５時１５分までといたしまして、土・日・祝日・年末年始、これは１２月２９日から１月３日までは受け付けておりません。

お問い合わせ先でございますけれども、「鴨川市水道お客様センター」は 04-7093-1000、これは、今、水道局で使用している電話番号と同じでございます。また、業務係といたしまして、04-7093-7840、これも現在と同じでございます。水道お客様センターの電話につきましては、市の職員が出る形をとりませんで、委託業者の方が直接出るという形となりますことをご承知置きいただきたいと思います。以上でございます。

(佐久間次長)

それでは、質疑があればお願いいたします。

(松井委員)

まず、ひとつ「鴨川市水道お客様センター」という設置なので、しっかりとや
っぱり、特にお年寄りなんですけれども、市民にわかるように何か周知なり、広
報なり、この辺はどう考えているのか。

(角田局長)

この、周知でございますけれども、3月1日号の広報かものがわにまず、この文
面を載せる予定でございます。形は変わりますけれども同じ内容が載るという
形でございます。それと、ホームページへの掲載と今、現在の水道の検針をやっ
ているときにお配りしております検針票の方に記載をいたしまして、また、新
聞の投げ込み等で報道発表という形をとらせていただきます。

また、加えて議員さんの方にもお知らせする必要がありますので、議員全
員協議会の方でご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

(松井委員)

特に最近、鴨川警察署あたりから、振り込め詐欺とか、騙すような行為を結構
言っているので、ぜひ周知徹底は図っていただきたいなと思います。

あとひとつ。近隣の状況はどうなのでしょうね。

(角田局長)

お客様センターを開設しているところ、これ、安房管内で申し上げますと、南
房総市と三芳水道企業団がもう既に10年以上前から行っているところでござい
ます。安房管内におきましては、鴨川が開設いたしますと残るは鋸南町のみと
いう形でございます。

(松井委員)

わかりました。

(和泉委員)

今現在、水道料金を水道局で徴収することはあるのですか。

(角田局長)

今現在ですね、口座振替の方は別となりますけれども、直送の方につきましては水道局に直接お支払いに来る方、コンビニ収納等もありますけれども、直接お支払いに来る方もいらっしゃいますので、直接お支払いに来た方には職員が直接収納しているという形でございます。

(佐久間次長)

他に質疑があれば、お願いいたします。

(中村委員)

この間、テレビで見ていたら、仙台市かなにかで水道を全部委託するというような話があったのですが。

(川股委員)

宮城県が東京の業者さんに。宮城県はすごく水道の統合とか進んでいまして、私達も視察に行っているんですけども、私たちが行ったのが平成 25 年とかでしたけれど、市町村の統合とか進んでいまして。

ただ、あそこは非常に立地が良くて、水源が高地にあってそれを流すというようなところで施設等があまり投資が必要ないとか、非常に恵まれたところがあったのですよ。そういう中で私もこの間、新聞に出ていてやはりなと。

県営水道が委託するのですか。

(角田局長)

はい、まず県営水道がございまして、この他の市町村が行っている水道を全

て県営水道にする、ひとつにしてしまう形にする、これは宮城県知事が強い指導力の下で行ったものでございまして、そういった関係から宮城県がひとつになった段階で、いわゆる運営自体を民間業者さんにお任せすると、資産は官、公営側がもっておりまして、運営権だけを民間へ委託するという形になります。

（中村委員）

いずれは、ここもなる可能性が強いですね。

（川股委員）

県全体が今、進めていますけれども、先ほど言った九十九里だとか安房地域だとかやって、全体的に進んで行って県の方のそういうことができればというところがありますが、ただ、さっき言った立地とかもありまして、千葉の場合は水源が低いところにあって、上げたり下げたり、ポンプアップしたり、減圧したりということで非常に施設等のお金がかかるということで、ちょっとできるかどうかと言うと。

（長谷川市長）

まず、末端のですね、南、これをしてからですね。県北、人口の多いところ、県全体をとということになると千葉県の場合は少しちょっと難しいのかな。ただ、今回、最終的にはそこが目当てなんですけどね。目標はそうです。

（中村委員）

たまたまテレビを見ていたら、いよいよ鴨川もやらされるんだと思って。

（川股委員）

多分、取り組みが20年位の差があると思いますので。

（佐久間次長）

他に質疑がありますか。

（和泉委員）

水道の開栓とかの業務は、電話でしかできないですか。インターネットとか。

（角田局長）

電話が主となりますけれども、中には市のホームページのお問い合わせの方から、開栓と閉栓のお申し込みをいただくこともできます。

（和泉委員）

今後、インターネットを使うかは、委託業者がもし始めれば、そういうのも始まると。

（角田局長）

それは変わらない扱いになります。

（杉田係長）

システムの問題があって、すぐには無理ですが、市役所用の問い合わせメールに入れていただければ、水道局が対応します。市長さん宛のメールの宛先に送っていただければ。

（角田局長）

そうすれば、うちの方へ直接届きますので。そこからお客様センターへ直接振るのか、市の方からお返事するのか、その辺はまだ決まっておりませんが、対応はできると思います。

（佐久間次長）

他にありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、他にご質問が無いようですので、以上とさせ

ていただきます。

5 閉 会

(佐久間次長)

ありがとうございました。以上をもちまして、令和３年度第４回鴨川市水道事業運営委員会を終了させていただきます。長時間にわたり誠にありがとうございました。

令和４年３月１４日

会議録署名人 松井 寛徳

会議録署名人 和泉 良史